

内部脅威対策の強化（個人の信頼性確認制度の導入等）に伴う核物質防護措置に係る委員会規則の下位の文書の改訂について

平成29年2月24日
原子力規制庁

1. 経緯

- 平成28年9月7日、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）において、原子力施設における内部脅威対策の強化のための委員会規則改正及び委員会告示・ガイドラインの制定が決定され、同月21日に同規則及び告示が官報で公布された（委員会規則第10号及び委員会告示第8号）。
- 同規則では、再処理、実用発電炉、研究開発炉及び福島第一の各原子力施設が対象とされており、事業者が定める原子炉等規制法に基づく防護規定については、新規原子力施設の認可申請には公布の日から適用され、既存原子力施設には期限を定め変更認可申請を行うこととされており、その期限は、個人の信頼性確認に係る申請は平成29年3月31日まで、防護区域への監視装置の設置に係る申請は同年9月20日までとされている（なお、現時点では、新規原子力施設の防護規定の認可申請及びその事前相談は無い）。
- 今般改訂する下位の文書は、原子炉等規制法第43条の3の27第1項に規定する核物質防護規定の認可、是正措置命令等において、委員会の審査基準等[※]として用いられるものである。

※ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（平成25年原規総発第1311275号委員会決定）において、「原子力規制委員会が別に定める基準」として規定されているもの。

- このほか、事業者が防護規定を定める際の記載例の位置づけとなる下位の文書についてもあわせて改訂する。

2. 改訂の概要（別添参照）

- 防護区域への監視装置の設置
 - － 中央制御室その他の重要な設備を監視するカメラの設置等について規定。
- 個人の信頼性確認の実施
 - － 自己申告事項及び添付する書類の解釈並びにアルコール等検査の頻度等、個人の信頼性確認を運用する上で必要となる項目について規定。
- その他所要の改訂

核物質防護措置に係る委員会規則の下位の文書の改訂について
(発電用原子炉設置者の例)

法令名	核物質防護のための要件関係						防護規定関係																																																					
原子炉等規制法	<p>(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置) 第四十三条の三の二十二 (略) 2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、<u>原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。</u></p>						<p>(核物質防護規定) 第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、<u>原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 2(略)</p>																																																					
実用炉規則	<p>(防護措置) 第九十一条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。 表(略) 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="421 1010 1715 1860"> <tr> <td>一号 防護区域の設置及び監視装置の設置</td> <td>二号 周辺防護区域の設置</td> <td>三号 立入制限区域の設置</td> <td>四号 見張人の巡視</td> <td>五号 出入管理</td> <td>六号 車両の立入禁止</td> </tr> <tr> <td>七号 駐車場の設置</td> <td>八号 物品の管理</td> <td>九号 特定核燃料物質の管理</td> <td>十号 運搬時の管理</td> <td>十一号 監視装置の要件</td> <td>十二号 鍵及び錠</td> </tr> <tr> <td>十三号 中央制御室及び緊急時制御室</td> <td>十四号 中央制御室外停止装置</td> <td>十五号 防護区域内防護対象枢要設備</td> <td>十六号 防護区域外防護対象枢要設備</td> <td>十七号 特定重大事故等対処施設の設置</td> <td>十八号 情報システム外部アクセス禁止</td> </tr> <tr> <td>十九号 情報システムセキュリティ計画</td> <td>二十号 非常用電源装置等の設置</td> <td>二十一号 点検及び保守</td> <td>二十二号 見張人の詰所</td> <td>二十三号 監視所</td> <td>二十四号 教育訓練</td> </tr> <tr> <td>二十五号 防護体制の確立</td> <td>二十六号 緊急時対応計画</td> <td>二十七号 防護秘密の管理</td> <td>二十八号 信頼性確認の実施</td> <td>二十九号 脅威への対応</td> <td>三十号 定期的な評価</td> </tr> </table>						一号 防護区域の設置及び監視装置の設置	二号 周辺防護区域の設置	三号 立入制限区域の設置	四号 見張人の巡視	五号 出入管理	六号 車両の立入禁止	七号 駐車場の設置	八号 物品の管理	九号 特定核燃料物質の管理	十号 運搬時の管理	十一号 監視装置の要件	十二号 鍵及び錠	十三号 中央制御室及び緊急時制御室	十四号 中央制御室外停止装置	十五号 防護区域内防護対象枢要設備	十六号 防護区域外防護対象枢要設備	十七号 特定重大事故等対処施設の設置	十八号 情報システム外部アクセス禁止	十九号 情報システムセキュリティ計画	二十号 非常用電源装置等の設置	二十一号 点検及び保守	二十二号 見張人の詰所	二十三号 監視所	二十四号 教育訓練	二十五号 防護体制の確立	二十六号 緊急時対応計画	二十七号 防護秘密の管理	二十八号 信頼性確認の実施	二十九号 脅威への対応	三十号 定期的な評価	<p>(核物質防護規定) 第九十六条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1807 1010 2792 1860"> <tr> <td>一号 法令等遵守の体制</td> <td>二号 核セキュリティ文化醸成</td> <td>三号 職務及び組織</td> <td>四号 巡視及び監視</td> </tr> <tr> <td>五号 出入管理</td> <td>六号 特定核燃料物質の管理</td> <td>七号 枢要設備の防護</td> <td>八号 特定重大事故等対処施設の防護</td> </tr> <tr> <td>九号 設備等の機能維持</td> <td>十号 情報システムセキュリティ計画</td> <td>十一号 設備等の整備及び点検</td> <td>十二号 非常時対応</td> </tr> <tr> <td>十三号 連絡体制の整備</td> <td>十四号 情報管理</td> <td>十五号 教育訓練</td> <td>十六号 緊急時対応計画</td> </tr> <tr> <td>十七号 脅威への対応</td> <td>十八号 定期的な評価</td> <td>十九号 記録</td> <td>二十号 その他必要な事項</td> </tr> </table>				一号 法令等遵守の体制	二号 核セキュリティ文化醸成	三号 職務及び組織	四号 巡視及び監視	五号 出入管理	六号 特定核燃料物質の管理	七号 枢要設備の防護	八号 特定重大事故等対処施設の防護	九号 設備等の機能維持	十号 情報システムセキュリティ計画	十一号 設備等の整備及び点検	十二号 非常時対応	十三号 連絡体制の整備	十四号 情報管理	十五号 教育訓練	十六号 緊急時対応計画	十七号 脅威への対応	十八号 定期的な評価	十九号 記録	二十号 その他必要な事項
一号 防護区域の設置及び監視装置の設置	二号 周辺防護区域の設置	三号 立入制限区域の設置	四号 見張人の巡視	五号 出入管理	六号 車両の立入禁止																																																							
七号 駐車場の設置	八号 物品の管理	九号 特定核燃料物質の管理	十号 運搬時の管理	十一号 監視装置の要件	十二号 鍵及び錠																																																							
十三号 中央制御室及び緊急時制御室	十四号 中央制御室外停止装置	十五号 防護区域内防護対象枢要設備	十六号 防護区域外防護対象枢要設備	十七号 特定重大事故等対処施設の設置	十八号 情報システム外部アクセス禁止																																																							
十九号 情報システムセキュリティ計画	二十号 非常用電源装置等の設置	二十一号 点検及び保守	二十二号 見張人の詰所	二十三号 監視所	二十四号 教育訓練																																																							
二十五号 防護体制の確立	二十六号 緊急時対応計画	二十七号 防護秘密の管理	二十八号 信頼性確認の実施	二十九号 脅威への対応	三十号 定期的な評価																																																							
一号 法令等遵守の体制	二号 核セキュリティ文化醸成	三号 職務及び組織	四号 巡視及び監視																																																									
五号 出入管理	六号 特定核燃料物質の管理	七号 枢要設備の防護	八号 特定重大事故等対処施設の防護																																																									
九号 設備等の機能維持	十号 情報システムセキュリティ計画	十一号 設備等の整備及び点検	十二号 非常時対応																																																									
十三号 連絡体制の整備	十四号 情報管理	十五号 教育訓練	十六号 緊急時対応計画																																																									
十七号 脅威への対応	十八号 定期的な評価	十九号 記録	二十号 その他必要な事項																																																									

 : 主たる変更
 : 軽微変更